

本 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成28年(ワ)第24543号
期日	平成29年10月2日 午前10時30分
氏名	柳田辰雄
年齢	65歳
住所	神
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って眞実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 柳田辰雄



(別紙)

原告代理人 柳原敏夫

最初に用語の確認をします。この尋問では、平成24年にあなたと湊准教授が原告となり、東京大学や國島専攻長らを被告にして起こした裁判のことを前訴と呼びます。よろしいですね。

はい。

新領域創成科学研究科を新領域と略称します。よろしいですね。

はい。

国際協力学専攻の基幹専攻会議のことを単に基幹専攻会議と略称します。よろしいですか。

はい。

甲第1号証を示す

この2ページ目、ここにあなたの略歴が記載されていますが、これで間違いませんか。

間違いありません。

ところで、あなたが研究する専門分野は何でしょうか。

国際システムのガバナンスで、そこに統治と自治の研究をしております。

この陳述書の2ページ目、下から2行目、ここには1998年10月に東京大学大学院総合文化研究科教授とありますが、総合文化研究科は当時も現在も駒場キャンパスにありますか。

駒場キャンパスにあります。

同じく一番下に1999年4月、東京大学大学院新領域創成科学研究科教授とありますが、この新領域創成科学研究科は現在柏キャンパスにありますか。

はい、柏キャンパスにあります。

あなたは、駒場キャンパスで教授になり、その後柏キャンパスに移ったんで

すか。

はい、移りました。

では、あなたが柏キャンパスに移った理由は何ですか。

学融合を推進するためです。

その学融合を推進するということは、具体的にどういう意味でしょうか。

国際システムのよりよいガバナンスを法学、政治学、さらに経済学の方法論を使って研究し、さらにそれを統合した成果を世に発表していくということです。

この学融合による研究のために、あなたはなぜ柏キャンパスに移ったんですか。

柏キャンパスの設立の理念が学融合だったからです。

そうすると、学融合をやりたいあなたは、だから柏キャンパスに移ったということですか。

はい、そうです。

甲第58号証を示す

これはあなたの陳述書（4）ですが、この2ページ以下に1998年当時あなたたちが作成したアカデミックプランについて書かれておりますが、この内容に間違いありませんか。

内容に間違いありません。

このアカデミックプランのエッセンスは何でしょうか。

学融合です。

このアカデミックプランは、あなたの所属する大講座だけではなく、新領域の全ての専攻や大講座でつくったんでしょうか。

全ての大講座、専攻でアカデミックプランをつくりました。

甲第63号証を示す

これはあなたの陳述書（5）で、この後ろのほうの別紙、経過年表の下には

16ページとなっていますが、1枚目、この2005年に国際政策協調学の教授人事がこの年、分野選定の発議から始まり、公募が実施された経過が記載されているのですが、この記載に間違いありませんか。

間違いありません。

この2005年のときは分野選定委員会が設置されたら1週間後に分野選定委員会で分野を発議どおり承認し、その1週間後には学術経営委員会で教授選考委員会が設置され、さらにその1週間後には国際公募が開始されるという段取りになっていますが、教授人事のペースというのは通常こんな感じなんでしょうか。

新領域創成科学研究科では、学術経営委員会が2週間に1回開催されておりまして、通常発議専攻からの分野の提案に対して特に異議がない場合にはこのペースで人事手続は行われていたと思います。

甲第46号証を示す

これは、2005年の国際公募の案内文ですか。

はい、そうです。

下から3行目に、募集期間は2005年10月31日と、必着ということで、約3か月ですね。

はい、3か月間募集しました。

そうすると、11月から応募者の審査をして、このときは結局どうなりましたか。

基幹専攻会議で最終的な候補者1人に絞ることができないため、不成立となりました。

このときの教授人事は不成立となったということですね。

はい、そうです。

その不成立は2006年3月ですか。

3月です。

その結果、国際政策協調学の教授人事は振り出しに戻ったわけですか。

はい、振り出しに戻りました。

では、その振り出しに戻って、この教授人事はその後どうなりましたか。

2007年に4月から1年間私がサバティカル研修という1年間の長期休暇をとりましたため、大学に戻った2008年6月に基幹専攻会議に教授の手続の再開を提案しました。

甲第6号証を示す

この今の再開の提案というのは、この甲第6号証のメールとその添付ファイル、これでよろしいですか。

はい、間違いありません。

それで、このときのあなたの提案はどうなったんですか。

基幹専攻会議で提案したんですけども、発議されるわけでもなく、最終的に否決されたわけでもなく、何か曖昧なまま終わりました。

それは、どういうことなんでしょう。

基本的には人事は國島専攻長の裁量の中で行われていくのかなという感じもしました。

そのように國島専攻長の裁量で行われるというふうに考える根拠は何でしょうか。

その次の年の2009年になって、多分5月ごろだったと思いますけど、私が人事の提案もしないのに、教授選考委員会が学術経営委員会で設立されて、人事が動き出したので、その1年間なぜ人事が凍結されていたのかというのを不思議に思ったからです。

つまり、2008年度はあなたは国際政策協調学の教授人事の再開を提案したにもかかわらず、うやむやにされてしまったのに、翌年の2009年度にはあなたが何も提案しないのにその教授人事が再開されたということを、何か國島専攻長の裁量の問題が背景にあるのではないかということですか。

はい、特に人事ポストの流用があるのではないかというふうに考えて
います。

甲第7号証の3を示す

これは、今あなたが言われた教授選考委員会の設置の案文ですね。

はい、そうです。

この甲第7号証の3の委員にあなたの名前が書かれてあります。あなたもこの教授選考委員会の委員に選ばれたのですか。

はい、そうです。

この委員会の設置案は、2009年5月12日の学術経営委員会で承認されたのですか。

承認されています。

そうしますと、通常は教員の人事は分野の選定、つまり分野選定委員会の設置からスタートするのだと思うんですが、このときはそうではなくて、教授選考委員会の設置がスタートみたいになっているんですが、これはなぜでしょうか。

先ほどの2005年での国際公募の国際協力学専攻教授の人事が最終的な候補者1人に絞られないために不成立となっていました。今回の人事は、その人事の継続になっておりまして、冒頭の分野選定委員会を省略して手續が進められたと思います。

つまり、分野の選定については2005年に既に審議して承認されていたから、今回の2009年はやり直さなくて、分野選定の後の手續、つまり具体的な教員探しからやるということですか。

はい、そうです。

では、2009年5月以降、あなたは国際政策協調学の具体的な教授探しについてどのような取り組みをしましたか。

2008年12月ごろから、法学部の城山英明教授に法政治系の候補

者を推薦してもらうということで、履歴書等を送ってもらって検討をしていました。

甲第34号証から甲第36号証を示す

これは、このときあなたが検討した候補者の履歴書ですか。

はい、そうです。

この検討はどうなりましたか。

2009年の多分7月末ごろまでに、國島専攻長からめいめいの候補者から辞退の連絡があったという報告を受けております。

それで、あなたはどうしましたか。

それでは非常に困りましたので、もう長年の私の計画だったので、非常に困って、2009年9月にまず教授人事は公募でも絶対に行うということで、基幹専攻会議の教員全員に国際政策協調学分野の教授人事への協力のメールを出しました。

甲第8号証2を示す

これが、今あなたがおっしゃった国際協力学専攻の教員宛てに出した9月18日付けのメールでよろしいですか。

はい、そうです。

この添付ファイル、甲第8号証の2ですけれども、この添付ファイルの1から3に書かれたことは、3分野構想を踏まえた教授人事の実現というあなたの抱負を表明したものですか。

はい、そうです。

では、このメールを出した後、あなたはどうしましたか。

9月29日の教授懇談会でその3分野構想を実現するために、駒場の山影科長に国際政治学分野の教授を推薦してもらいたいという提案をして、懇談会で了承されました。

乙第10号証を示す

これは山路教授の陳述書ですが、その後ろの別紙、ここに教授懇談会の経過に関する記載をしたものですが、この2枚目、真ん中あたり、ここに「2009.9.29教授懇談会」とありますて、その議題のところに「柳田教授が、制度設計講座の3分野将来構想を詳細に提案。また、本件はY総合文化学研究科長の任期中にけりをつけたい、と発言。」と書かれていますが、これは今あなたが証言した内容のことですか。

はい、そうです。

このY総合文化学研究科長とあるYとは誰ですか。

山影氏です。

山影科長のことですね。

はい、そうです。

このときの教授懇談会の結果を受けて、どうしましたか。

山影科長に相談に行くので、連絡をして相談したいと申したところ、國島専攻長が自分で連絡をとると言うので、國島氏に任せることにしました。

國島氏に連絡を任せた結果、それはどうなりましたか。

翌月の10月3日ごろメールが来まして、駒場に行く用事ができたので、6日に一緒に行かないかという連絡が来たのですが。

そのメールは誰からですか。

國島専攻長からですが、当時とても忙しかったので、行けませんと返信をしたところ、國島氏が多分1人で山影氏に挨拶に行ったと思います。

甲第65号証を示す

これは、今あなたが証言したその当時のあなたと國島専攻長との日程調整のメールでしょうか。

はい、そうです。

2ページ目の下のほうに、國島専攻長のメールですが、2段目のパラグラフです。「過日の国際・教授懇談会の打合せにしたがって、面談を御願いしようと思つております。」と書いてあるのはどういう意味でしょうか。

先ほどの教授懇談会で提案した3分野構想に基づいて、山影科長に国際政治学分野の教授の候補者を推薦していただくということだと思います。

それは、あなたが提案して教授懇談会で了承された方針という意味ですか。
はい、そうです。

甲第62号証を示す

これは10月3日に國島専攻長から国際協力学専攻の教授全員宛てのメールですが、これは何のメールですか。

國島専攻長から法学部の城山英明教授に依頼している政治とか法学分野の教授の候補者の依頼は継続されているというメールだと思います。継続しているという報告のメールですね。

はい、そうです。

ということは、この10月当時、国際政策協調学の教授人事をあなたの3分野構想のもとで進めるために、一方では東大法学部から政治法学系の候補者の推薦を求め、他方では駒場教養学部から国際政治の候補者に推薦という2本立てで進めて、候補者を探していたということですか。

はい、そうです。

しかも、今のこの進め方は、当時の国際協力学専攻の教授全員の了解事項だったのですか。

教授懇談会で提案し、承認されていますので、全員の意見が一致しています。

その後、10月26に、あなたと國島専攻長は駒場に山影科長に面談に行きましたね。

はい、面談に行きました。

甲第10号証を示す

これは何でしょうか。

私が面談のために準備した資料です。

誰のいつの面談ですか。

10月26日に山影研究科長、さらにキムラ副研究科長と國島氏と私が面談したときの資料です。

それは、何の目的でつくったんですか。

私の3分野構想を実現するために、山影氏に国際政治学分野の候補者を推薦していただくために作成したものです。

あなたは、当日この資料を山影科長に渡して、国際政策協調学の教授人事のために国際政治の専門家の推薦を依頼したというわけですか。

はい、そうです。

では、それに対する山影科長の反応はどうだったですか。

全く拒否するというわけでもないんですが、積極的に対応するというわけでもなく、何か白々しいものを感じました。

甲第12号証を示す

このメールは何でしょうか。

このメールは、國島専攻長から11月11日に入事委員会を開催するという招集メールです。

このメールは、10月27日に送信されていますね。

はい。山影氏を訪問した翌日、27日に國島氏から送信されたメールです。

あなたは、このメールを当時読んだんですか。

私は非常に忙しくて、全てのメールをチェックしていませんでしたので、読み飛ばしていました。

それでは、11月11日のこの会議のことをどうやって知ったのですか。

私が車を運転しているときに突然國島専攻長から私の携帯電話に連絡がありまして、会議があるから出席してくれということで、場所と時間で連絡してきましたが、議題は特に触れられなかったと思います。

それはいつごろの電話ですか。

多分私の記憶では、11日の前の1週間以内です。

その國島専攻長からの携帯電話で初めてこの会議のことを知ったわけですね。

はい、当時はそうです。

11月11日当日の教授選考委員会の会議についてお尋ねします。

甲第60号証を示す

これは味塗研究系長のメールですけれども、このメールの1ページ中ほどに「学経終了直後（16：00頃）～16：30まで：制度設計講座の委員会」ということが書いてありますが、これはこの教授選考委員会の会議のことだと思うんですが、この会議は実際にはどれぐらいの時間やったんでしょうか。

多分20分ぐらいだったと思います。

当日の教授選考委員会の会議には誰が出席していましたか。

国際協力学専攻から私と國島専攻長と中山教授が、そしてさらに大和研究科長、味塗環境研系長が出席していたと思います。

じゃ、計5人が出席していたということですね。

はい、5人は出席していたと思います。

その会議で何について話し合われましたか。

社会的的意思決定で教授を採用したいということだったと思います。

その場で資料は配られましたか。

資料は配られました。

甲第18号証の3を示す

その配られた資料というものはこの資料ですか。

いいえ、違います。その資料にはこの国際政策協調分野から社会的意
思決定分野に変更するというところはなかったと思います。さらに中
身に関しては、これだけ詳細な社会的意思決定分野に関する説明はな
かつたと思います。

その資料はどうなったんですか。

終了後、國島専攻長が回収しました。

あなたは、あらかじめ当日の議題を聞いていましたか。

聞いていませんでした。

すると、当日初めて聞いたわけですね。

はい、そうです。

当日の初めて聞いた話をどう思ったんですか。

直近の基幹専攻会議に出席しておりませんでしたので・・・。

直近の基幹専攻会議というのは・・・。

甲第9号証の1を示す

これが平成21年10月8日の基幹専攻会議の議事録ですが、この会議のことですか。

はい、これが基幹専攻会議の議事録です。これに私は、台風だったと
思いますが、来ていて、出席しておりませんでした。

この甲第9号証の1の冒頭の部分に欠席者として柳田という名前が書かれて
いて、その下に台風18号の影響により出席困難が発生したとありますが、
そのことを指していますか。

はい、そうです。

それで、あなたがこのときの基幹専攻会議に欠席したことがどういう意味を
持つのですか。

基幹専攻会議で新たな教授人事の提案があったのかなというのをその
とき考えていまして、そういうことをいろいろ考えて、それを確認し

た後でなければ会議の内容に関して議論ができないなと思っていたところ、あつという間に会議は終了してしまったということです。

1 1月 11日の社会的意思決定で教授を採用したいという話は、その前の基幹専攻会議で話し合いが持たれて、それを踏まえて 11日でその話をされているのかなと思ったということでおろしいんですか。

はい、そうです。

あなたは、何も発言しないうちにその会議は終わってしまったという感じですか。

20分ぐらいの会議であって、あつという間に終わりまして、國島専攻長、大和研究科長、さらに味埜系長は次の開発政策分野の会議のためにすぐに退出されてしまったということです。

では、このときの会議の審議結果は、学術経営委員会に報告されたのですか。

学術経営委員会の資料としては残っておりません。

そう思う根拠は何でしょうか。

それは、学術経営委員会、通常教授選考委員会等が開かれた場合は議事録が学術経営委員会に報告され、それが審議を通されていて記録として残るわけですけれども、その記録がないからです。

甲第14号証の1を示す

これは、今問題になっている 11月 11日のすぐ後の学術経営委員会のいわば議事録のようなものですけれども、今のあなたの説明だと、本来であれば 11日の審議結果は報告書としてその次のこの 25日の学術経営委員会に提出され、報告されるはずなのに、この甲第14号証の議事録にはそのような資料が入っていないということですね。

はい、そうです。

では、この 11月 11日の会議について、その後あなたは何か行動を起こしましたか。

何が起こっているかよくわからなかつたので、何も起こしておりません。

あなたにとっては、正直なところ、この日何の話をしているのかよくわからなかつたので、その後も特に対応しなかつたということですか。

はい、わけがわからなかつたというのが正直なところです。

甲第18号証の3を示す

ここには11月25日に国際政策協調学から社会的意思決定に分野変更することが分野選定委員会で承認されたと書かれています。また、あなたがこの委員会の委員だと書かれています。あなたは、この11月25日の会議に参加した記憶がありますか。

参加した記憶はありません。

それは、あなたが欠席したという意味なのか、それとも会議自体が開かれなかつたという意味でしょうか。

会議自体が開かれなかつたと思います。

そう思う根拠は何でしょうか。

國島専攻長は、十数年大手の建設会社に勤めていた人で、時間には非常に厳しい人で、会議の設定などにおいても時間等の厳密なメールをまめに出しているという人です。それが、招集メールも出さないし、電話もしないで会議を開くということは考えられないからです。

甲第12号証を示す

これは、先ほどの11月11日の教授選考委員会の会議では、國島専攻長はこのような招集通知のメールを委員全員に送ったわけですね。

はい、委員全員に送っていると思います。

ところが、このような招集通知のメールが11月25日の会議のときには送られていなかつたということですか。

11月25日の会議には送られていないと思います。

なおかつ 11月 11日の会議の約 1週間前ほどに、國島専攻長があなたの携帯電話に出席を確認する電話をかけてきたと先ほど証言しましたが、11月 25日のときにはそのような電話はありましたか。

電話もありませんでした。

國島専攻長がたまたま忘れたということも可能性としてはあるかもしれないんだけど、それについてはどういうふうに思うんですか。

先ほど申しましたように、時間に非常に厳守で、特に会議の設定に関しては厳しい人だったので、忘れる事はないと思います。

乙第 12 号証を示す

これは、前訴のあなたの尋問調書です。この 6 ページの中ほどに、原告代理人から 11月 25日の分野選定委員会に出席したのかと質問され、あなたは「はい。」と答えていますが、これはどうしてですか。

そのときの社会的意志決定分野の報告書に 11月 25日と書いてあって、それを追認したからです。

甲第 18 号証の 3 を示す

今の文書というのは、甲第 18 号証の 3、この分野選定委員会の審議結果報告書というものをあなたは見て、これが間違いないと思ったということですか。

はい。これ一応公文書なので、この会議が開催されたんだというふうに理解して、11月 11日しか会議には参加していなかったんですけど、それとの混乱というか、間違って日付を考えていたということです。

なおかつ、あなたは 11日の会議には出ていたんだけども、その日の日付のことをこの甲第 18 号証の 3 の報告書と比べあわせて、自分は出席したのは 25日の会議だなと間違って思い込んでいたということですか。

はい、そうです。

では、後にあなたはどうやって、自分が出席したのは11月25日ではなくて11日の会議だとわかったのですか。

本訴の裁判を起こす、今回の裁判を起こすに当たって、全てのメールを時系列的に調べてみるとということを行いまして、それによって私が出席した会議は11月11日だということで、特に國島氏からメールが来ているというのを初めてそのときに知って、非常にびっくりしました。

甲第12号証を示す

今あなたが証言した國島氏から来たメールというのは、この甲第12号証のメールのことですか。

はい、そうです。

このメールをあなたはこの裁判準備の中で発見したということですか。

はい、初めて読みましたということです。

そのびっくりした理由をもう一回言ってください。

びっくりした理由は、私が参加したのは、だから11月11日の会議で、11月25日の報告書は虚偽記載であるというふうに考えるようになったからです。

では、11月25日の会議は仮想の会議であなたは出席していないとしたら、ではあなたが学術経営委員会で国際政策協調学から社会的意思決定に分野変更されたのを知ったのはいつでしょうか。

12月25日の公募開始のメールが自分のところに連絡されてきた12月25日だと思います。

甲第21号証の1を示す

これがそのときの公募開始のメールですか。

はい、そうです。

この公募開始のメールを読んで、あなたはどう思いましたか。

非常に憤慨して、なぜこんなことになったんだろうと全く理解できなかつたので、早急に基幹専攻会議を開いて、この手続の不備のことを基幹専攻会議で議論する必要があると考えました。

あなたがおかしいと思ったのは、国際政策協調学から社会的意思決定に分野が変更されたことがおかしいという意味ですか。

はい。分野の変更手続も基幹専攻会議では一切議論されないで、突然公募まで至ったということが、全て手続違反だというふうに考えたからです。

具体的にそれであなたはどうしましたか。

1月になって、現在行われている公募は手続不備なので、基幹専攻会議で議論してほしいというメールを教員全員に送りました。

甲第22号証を示す

それがこのメールでしょうか。

はい、そうです。

それで、どうなったんでしょうか。

それで、次の2月の多分18日だったと思いますけど、基幹専攻会議で議論になって、國島専攻長がこの公募の人事手続を凍結するということに賛成して、次回の基幹専攻会議で詳細なことは決定するということになりました。

そうすると、結論は次回に持ち越されたということですね。

はい、結論は持ち越されました。

甲第25号証を示す

それがこのときの基幹専攻会議の議事録でよろしいですか。

はい、そうです。

次回の3月の基幹専攻会議ではどうなったんでしょうか。

國島専攻長が人事手続の凍結等の話を翻して、多数決で人事手続を進

めるということを決めました。

甲第26号証を示す

それがこの3月のときの基幹専攻会議の議事録ですか。

はい、そうです。

それに対してあなたはどうしたんでしょうか。

もう翌年度に、非常に憤慨したので、人事手続が不備であることを研究系長と相談したいということを考えるようになりました。

具体的にどういう行動を起こしたんですか。

多分翌年度の6月になって、現在行われている国際協力学専攻の人事は人事手続の内規に従っていないので、そのことに関して相談したいということで、系長に上申書を提出しました。

甲第67号証を示す

これが今あなたがおっしゃった系長宛てのメールと、メールに添付された、いわば告発の上申書でしょうか。

はい、そうです。

あなたのこの告発は、その後どうなりましたか。

特に問題がないということで却下されました。

甲第64号証の2を示す

これは、2009年12月11日の湊准教授が國島専攻長と面談した記録です。これをあなたは読んだことがありますか。

前訴で証拠として提出しておりますので、読みました。

この面談の前日に基幹専攻会議が開かれて、そこで環境技術政策学を開発政策学に、国際政策協調学を社会的意志決定に分野変更されたと報告されたのですが、あなたはこの同時に行われた2つの分野変更について、その理由を何だと思いますか。

戸堂准教授と堀田准教授を教授にするためだと思います。

なぜそのように思うのですか。

その新しくなった分野が戸堂氏と堀田氏に最も近い分野として提案されていたからです。

つまりこのときに変更された分野が、戸堂、堀田准教授にとっては最も有利な分野だったからですか。

はい、そうです。

ほかにもあなたがそのように思う、その裏付けになる証拠はありますか。

私が考えているのは2つあります、1つは、多分12月10日だったと思いますが、基幹専攻会議に参加した湊准教授が分野変更に関して非常に疑義を持って、多分戸堂准教授に電話したところ、戸堂氏から、國島氏が戸堂氏を教授にしてやるという連絡を受けているということと、この面談記録において、多分本命つきの人事だということを國島専攻長が認めているところです。

今の本命つきの人事というのは、この甲第64号証の2のどこにあるんでしょうか。何ページですか。

2ページの31ぐらいからですか。31から35ぐらい。

そこに本命人事ということが述べられているということですね。

はい、そうです。

この本命つき人事というのはどういう意味だとあなたは理解しましたか。

本命というのは、競馬をやっている人なら一番最有力馬とかいうことですけど、本命つき公募というのは基本的には最有力の候補がいる公募だというふうに理解しました。

第1の理由で、戸堂准教授が湊さんに國島専攻長から自分を教授にすると言われたと答えたということですが、この事実は前訴で戸堂准教授自身やあるいは國島専攻長から否定されたことはあったんですか。

ありません。

この事実は、前訴の判決の事実認定で否定されなかつたんですか。

否定されていないです。

甲第63号証を示す

これはあなたの陳述書(5), この12ページ, 下から3行目のところから, ここではあなたは「今回の違法な分野変更手続は國島専攻長単独ではなし得ない」ということについて, その理由を述べています。ところで, この理由以外にも, 例えば11月11日に開かれた教授選考委員会の審議結果の報告書についてはどうでしょうか。

11月11日に開催された会議の審議報告書が学術経営委員会にも報告されていないということは, 大和研究科長, あと味塙研究系長の協力がなければ, とてもこのようなことはなし得ないというふうに思います。

この11日の教授選考委員会の審議結果の報告書が, いわばうやむやにされたことは, 國島専攻長一人ではできることではなくて, 同じ会議に参加した大和研究科長や味塙研究系長の協力なしには不可能だということですね。

はい, そう思います。

では, 最後に学融合についてお尋ねします。

甲第68号証を示す

これは東京大学のホームページで, 本郷, 駒場に次ぐ第3の主要キャンパスとして柏キャンパスを設立した, その目的について述べている記載ですが, この記載に間違いありませんか。

間違いありません。

ここにはどういうことが述べられていると思いますか。

伝統的な分野を深く極めてきた本郷キャンパス, さらに複数の学問分野の接点において新たな学際的な領域を改革してきた駒場キャンパスを両極して東京大学は発展してきたんですけど, 平成12年に学問体

系の根本的な組みかえも視野に入れた学融合を志す柏キャンパスが加わりましたという説明になっています。

それであなたは、この学融合を推進する上で、研究者が日常的に顔を突き合わせて議論できる環境というものがとても重要であるという考えですね。

はい、そうです。

そのような考えを実際に実行している例がありますか。

実際に私が敬意を払っている柏キャンパスのカブリ数物連携宇宙研究機構にそのような実例があると思います。

甲第69号証を示す

これは、今あなたがおっしゃった柏キャンパスにあるカブリ数物連携宇宙研究機構の機構長の文章で、彼がこの1ページ目の下のほうに、「二つ目に」という冒頭からの文章で書いているんですが、ここに書かれてあることは・・・

ここに書かれていることは、要するに一番すばらしいなと思うのは、共通の空間をつくって、しかも毎日研究所の全員がここで毎日3時にお茶の時間に集まって、めいめい好きな議論をする、この議論の中から新しい理論が生まれてくると、これが究極の大学院、研究所の理想だと思います。

あなたも御自分の3分野構想の実現のため、国際政策協調学の教授人事を実現しようとしたのは、この3分野構想の学融合を進める上で、採用した教授と同じ建物で日常的に顔を合わせて議論するということがとても重要だということですね。

はい、そうです。

被告代理人 溝内健介

国際政策協調学というのと国際政治経済システム学、それから国際環境組織論、この3つの分野の学問を融合させることができが今回の裁判で柳田先生がおっ

しゃっている学融合という言葉の意味で、この学融合の学問研究を行う自由が侵害されたというのが柳田先生の御主張ということでよろしいですか。

はい。

そうしますと、先ほど3つ挙げたうちの1つ目、国際政策協調学という分野の研究をされている研究者の方というのは、世界を見ると何人ぐらいいらっしゃるんですか。大体で結構なんですけども。

研究分野としても新しいし、どれぐらいいるかはわかりません。

例えば2桁とか、3桁とか、4桁とか、1万とか、何かわかりませんか。大体のイメージで結構なので。ちょっと素人なので、全然わからないので、どのぐらい・・・。

数十人レベルじゃないでしょうか。

それから、2つ目の国際政治経済システム学、この分野の研究されている研究者の方々というのは人数的にはどうでしょう。

最近は正確に国際政治経済システム学と呼んでいる人はいませんが、

国際政治系の人たちは国際政治経済分野というのを正式に表明しており、私の理解ではその中にかなり経済学的な要素が入れば、国際政治経済システム学と呼んでもいいというふうに理解しております。

そうすると、そういうことでいうと、世界を見渡すと何人ぐらいの方がいらっしゃいますか。

それでも100人ぐらいしかいらっしゃらないと思います。

それからもう一個、国際環境組織論、名前が必ずしもこれとイコールじやなくともいいのかもしれません、先生のおっしゃっている国際環境組織論という分野の研究をされている研究者の方というのは大体どれぐらいいらっしゃるんでしょう。

私の理解では、まだやっぱり30人前後ぐらいじゃないですか。

研究者同士の相互交流とか意見交換を通じて柳田先生御自身の学融合という

学問研究を推し進めていくという話なんですけれども、先ほどおっしゃっていただいた世界に何十人、あるいは100人、200人、合計するといらっしゃるという、そういう研究者の方々と交流し、意見交換することで、先生の学問というのは推し進めていくことできないんですか。

完全にできないということはないんですけど、先ほどから申し上げているように、日頃の切磋琢磨、ないしは私の言葉で言うと相互交流ということですけども、その頻度が高いほど研究成果が実現される可能性は高いので、たまにプロジェクトで会って議論を進めるというのではなくなかなか進まない。特に学融合は何を目指しているかというと、方法論の統一化という非常に高邁な目標を持っているわけで、学際的というのはただただ羅列で済むんですけども、学融合は方法論の統一というのが最終目標なので、インターネット等で交流を深めるぐらいではとても進まないレベルだと思います。

先ほどの主尋問の中でも、同じ研究施設の中で日常的に顔を突き合わせて意見交換できる環境が必要だというお話をされていましたけど、研究者同士のそういう相互交流とか意見交換というのは同じ建物の中にいないとできないんですか。

完全にできないということは言いませんが、私が尊敬しているウィトゲンシュタインという人は論理実証主義から言語ゲームへ変わったんですけど、それに一番影響したのはジョン・マイナード・ケインズという人がイタリアから招聘したスタッフアという経済学者なんですね

ど。。。

わかりました。そうすると、同じ施設の中にいなくてもできないことはないけど、同じ施設の中にいたほうがやりやすいという意味ですか。

可能性が高まるということです。

さつきインターネットのレベルじゃちょっとなかなか難しいというお話があ

りましたけど、今の時代だと電話とか電子メールだけじゃなくて、テレビ電話とか、相手の顔を見ながら地球の裏側の人でもリアルタイムに相手の顔を見て連絡とり合って意見交換できたりすると思うんですけど、そういうことを考えると、必ずしも同じ施設にいなくたって、努力次第では可能である、そう聞いていいですか。

全くできないとは申しませんが、例えばサテライト教育とかサテライト研究というのがかなり一時文科省等も提案して進められていましたが、現実にはほとんど、学部レベルならまだしも、大学院や研究レベルでそれがうまくいったという話は聞いたことはないです。

逆に、同じ施設の中にいたとしても、その個々の研究者の方々の活動のリズムとか、生活のパターンとか、個人的な性格も含めて、同じ施設の中にいたって全く顔を合わせないということも珍しくないように思いまして、そういう意味でいくと、相互交流や意見交換ができるということと同じ施設の中にいるという話は余り関係がないように思うんですけど、そうでもないですか。

同じところにいるだけではだめで、やっぱり共通のプロジェクト、共通の研究対象で、そこで議論を日常的に戦わせていくということが非常に重要だとは思います。

柳田先生は、柏キャンパスには週に何回通勤されていますか。

現在では、前回は週3日ぐらいでした。

本郷に行くこともあるんですか。

本郷に行くときもあります。

それは、コンスタントに週に何回とか行かれるんですか。

前期は週に1回行っていました。

駒場はどうですか。

駒場は、現在は行っていませんが、一、二年ぐらい前までは一学期間に1回ぐらいは行っていました。

そうすると、メインの研究場所である柏には週に3回行かれていると。先生のお考えになる学融合の仲間である教員の方々が同じ建物に仮に来ていたとして、その先生方がどれぐらいの頻度で来るかという問題もありますけど、先生が週に3回ぐらいしか行かないとなると、日常的にショットチュー・ショットチュー顔を合わせて議論してということが実際難しいんじゃないですか。

日程を合わせないと、毎週会うというのも結構厳しいのは確かに。。
。

そうすると、現実にやろうとすると、結局はきちんと何日の何時ごろに議論しましようって約束して話をしましょうという感じなんですか。

現実にやろうとするとそれなりますし、だから理想は先ほど言ったカブリの茶会を毎日開くというのが多分一番理想です。

先ほどおっしゃっていた3つの学問分野のうち、国際環境組織論という分野についてちょっとお伺いしますけど、この分野を選定した上で、国際協力学専攻で教員を選んだということは過去にあるんですか。

あります。

いつごろ、何という先生ですか。

2年目だったと思いますけど、岩橋健定先生です。

この裁判でも議論になっていますとおり、教員を選ぶときには先に分野の選定という手続があって、この分野で教授を選ぼうとか准教授を選ぼうと言って教員の選考に入っていきますけど、そのときに岩橋先生を採用するに当たっては、国際環境組織論という分野で選びましょうと決めたということですか。

はい、決めました。

ちょっと私が大学のほうに確認した限りでは、国際環境組織論という分野で教員の方を選んだことは過去にも現在にも一回もないというふうに聞いたものですから、そういうことはないというわけですね。

私の記憶が正しければ、岩橋氏を選ぶときは、授業科目になるのかも
しませんが、国際環境組織論というので採っていまして・・・。

その先生は、今もいらっしゃるんでしたっけ。

いや、もうやめられました。

そうすると、さっきの3分野、国際政策協調学、国際政治経済システム学、
国際環境組織論のうち、国際環境組織論の先生はまず今はいないということ
でいいですか。

はい。

国際政治経済システム学が柳田先生の研究分野ですよね。

はい。

国際政策協調学というのは誰かいるんですか。

准教授の分野で形式的には湊先生という人がおられます、実質的には
その分野ではなくて、形式的なだけその分野におられる。

そうすると、先生の目指されている学融合との関係では、湊准教授はこの裁
判でも話題になりましたとおり、国際政策協調学というのの分野で選考され
た教員ですが、湊准教授と議論しても柳田先生にとっては無意味なんですか。

全く無意味なということはないんですけど、先ほど言った学融合的な方
法論を進化させるという意味では不十分ということです。

不十分というのは、多少は意味あるんですか。

それは、全ての学問、全くかかわっていないわけではないわけではないので。特に
事業の意思決定等については湊准教授は造詣が深いので、そういうと
ころから教えてもらうことがあります。

湊准教授とは月に何回ぐらい議論するんですか。同じ建物にいるということ
になると思うんですけど。

湊准教授とは、今だともう月に1回ぐらいですか。

憲法が保障している学問の自由とはというようなちょっと話になっちゃうん

ですけど、大学教授の先生に憲法上保障されている学問の自由というのは、大学の側がいろいろと環境を整えて、先生のためにお膳立てして、それで初めて大学の教授の学問の自由というのは守られるものなのか、それとも国家権力から過去に弾圧されたり禁止されたりするようなことがあったわけなので、そういうことなく大学の教授の先生御自身が自分の信念に従って研究とか、発表とか、享受とか、そういうことをまさに自由にできることということを意味するのか、どっちだと思いますか。

基本的には学者の信念に基づいて学問研究ができるのが学問の自由だと思っています。

そうすると、今回国際政策協調学の教授ポストを社会的的意思決定分野の教授ポストに変更して教員の選考が行われたわけですけれども、このことによつて柳田先生がみずから御自身で学融合の学問研究を行うことが弾圧されたり禁止されたり、そういうことになるんですか。

学融合を目指していたのが阻害されたと申しております。

でも、それは御自身が融合の対象と考える他の先生方と直接やりとりをしていろんな方法でやりとりをすることによって、御自身が御自身の信念でやることじゃないんですか。

それは、だから単なる理論ならそれでできるんですけど、具体的なテーマにプロジェクトとして行う場合には、個人でやるというのは相当の力が要ると、時間もかかるということになるわけです。

先生のお考えでは、そういったお膳立てを東京大学がしてくれるべきだというお考えなんですか。

東京大学の新領域は学融合を目指して設立されており、私が言っているのは、その中の制度設計講座の運営はそのときに主任教授であった柳田の意思を尊重するべきだと申し上げているわけです。

裁判官 中丸隆之

経過について確認をさせていただきます。平成21年11月11日に教授選考会が開かれ、それに出席したと証言していましたが、このときの議題というのは専ら社会的・意思決定分野の教授を採用したいという話だけがあったということですか。

だと思います。

その日は、その話が20分間ぐらいその日は行われたと。

資料を配付して、國島専攻長が内容について説明してということだと思います。

そのときに具体的にどういう研究をしている人を募集したいというところまでの説明はなかったのですか。

具体的などこまでじゃなかったと思います。

原告の陳述書を見ると、このときの話は国際政策協調学に関するものではなく、新たに社会的・意思決定分野の教授を採用するというような話だと勘違いしたと書かれていますが、それで正しいですか。

社会的・意思決定の教授人事を進めるということだったと思います。

全く新しく採用すると理解したということですか。

そういうことです。

基本的な質問になりますが、各専攻に教授は何人ぐらい採用できるというのを決まっているんですか。

決まっています。

そうすると、全く新たに社会的・意思決定分野の教授を採用しようという話が突然出てくるというのはおかしいと思わなかったのですか。

それは若干おかしいと思いましたけど、裁量ポストというのもありますので、特に今総長は多分幾つかの教授ポストの裁量ポストを持っていると思いますが、裁量ポストで数年間研究科等に任されるということはあります。

質問を変えます。先ほど証言していましたが、国際環境組織論の教授は今はいないということでおろしいですか。

はい、おりません。

その分野とポストは別の研究分野に振り分けられたということですか。

そうです。

それはいつ頃からですか。

それは、多分国際環境組織論のポストは完全な教授ポストではなくて、准教授ポストとして運用されていたんですけども、准教授ポストは空いたときにどういう人を探るかということで、分野を変更して探っていることはあります。多分、戸堂准教授が採用されたときに使われた可能性があると思いますが、ちょっと記憶的には正確じゃないです。

先ほど、湊准教授は形式的には国際政策協調学だが、実質的には違うと証言していましたが、国際政策協調学について形式的な准教授というのはどういう立場になるのでしょうか。

地位的には制度設計講座の准教授ポストにいますが、彼の研究分野はその前には、だから國島専攻長と同じ都市開発か、何かそういうので、基本的には國島専攻長とうまくいかなくなって、制度設計分野に短期的にポストが移管されたということなわけです。

制度設計講座に。

はい。

そういうことから、湊准教授が同じ建物内にいたとしても、本来目標としていた学融合がなかなか進められないということですか。

だから、彼は一応博士ですけど、エンジニアリング部門の都市開発とか、そういう分野で彼は博士号を取っているわけです。研究分野も著作としては事業の意思決定というのがあります。これは基本的に公

共事業等の設計施工、実施の移管に関する意思決定に関する著作です。それでなんですかけれども、社会的・意思決定分野になってしまって、社会的・意思決定分野とは学融合はできないというお考えということ……。

陳述書にも書いたと思いますが、基本的に堀田教授はもともと工学系の社会基盤の出身で、国際協力学専攻にいたときも、その前のポストは多分環境技術分野のところでいて、資源管理学ですか、とにかく私が考えていた社会科学的な研究とはほど遠いものだと思います。

なので、当初御自身が目標としていたような学融合は難しいと。

はい。

最後にもう一点、教授選考委員会と分野選定委員会のメンバーというのは同じなのですか。

同じです。

そうすると、同じメンバーが集まっていても、そのときどういう話をするかによって、その会議の名前が決まってくるということですか。

というか、だから手続的にはもう教授選考委員会が設置されていますから、基本的にはそれを停止しない限りは教授選考委員会を開くのが手続的には正当だと思います。

分野変更しないでそのまま進めていくとしたらということですか。

はい、そうです。

裁判長 手嶋あさみ

ちょっと確認的に伺います。先ほど来湊准教授については原告の学融合を目指す上では十分なエクスパティースがないということをおっしゃっているのかなと思うのですけれども、仮にこれ湊准教授の御専門が本来原告のほうで目指しておられる分野に当たつているとすれば、今回の教授人事の関係では学問の自由は侵害されないということになるのですか。

侵害は、弱かったと言えるかもしれないけど。

ちょっとやっぱりどういう点で学問の自由が侵害されたとおっしゃっているのか、ちょっと実質的にすとんとよくわからないところがあって伺っておりますが、先ほど被告代理人のほうからの質問に対して、主任である柳田の意思を東京大学は尊重すべきだったということをおっしゃいました。これはどういうことですか。

社会科学の分野を理解できるのは私だけだったわけですから、私が提案する人事について詳細に検討すべきであって、全く専門外の人が人事を決めるべきではなかったと言っているわけです。

実質的に学問の自由の侵害だとおっしゃっていることの中身はそこだという理解していいのですか。

そういうことです。専門家というのも、専門外のことに関しては、現在の論理実証主義の世界では全くの門外漢であるということです。

以上